

## 岩見沢市東部丘陵地域定時路線型乗合タクシー運行業務企画提案審査実施要領

東部丘陵地域定時路線型乗合タクシー運行業務公募型プロポーザル実施要領に基づき、企画提案審査実施要領を次のとおり定める。

### 1 審査

#### (1) 審査（評価）項目

別紙「岩見沢市東部丘陵地域定時路線型乗合タクシー運行業務評価基準表」のとおりとする。

#### (2) 審査方法

各審査員は、事前に企画提案書に目を通し、必要に応じヒアリングにより提案者の考え方を聴取して採点を行い、事務局に提出する。

#### (3) ヒアリングの実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分程度、質疑10分程度の計30分とする。

イ プレゼンテーション等の説明者はあらかじめ企画提案者が指定した者とする。なお、プレゼンテーション等の実施場所には説明者及び補助者の計3名までが参加できるものとする。

ウ 欠席をした場合は、企画提案書の審査及び評価並びに事業者の選定から除外する。

エ 追加資料の配付は禁止する。また、プロジェクタ投影によるプレゼンテーションは行わない。

### 2 事業者の決定

#### (1) 審査点の採点及び計算

審査員は、企画提案者ごとに1(1)の評価基準に基づき採点し、この点数を当該企画提案者の審査点とし、各審査員の審査点の合計点が最高得点となった者を事業者として選定する。なお、合計点が同点となる者が2人以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

また、事業者の審査点が著しく低い場合（満点の6割を超えない場合）は、各審査員がその取扱いを協議する。

#### (2) 企画提案者が1名である場合の取扱いについて

(1)の方法により評価を行う。

別紙

岩見沢市東部丘陵地域定時路線型乗合タクシー運行業務評価基準表

評価項目		評価の観点	配点
運行主体に対する評価	業務主体の能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務状況は健全化か</li> <li>・安定した運行ができる規模であるか</li> <li>・現実的に事業を行うことができる事業者であるか</li> <li>・利用者等の苦情処理体制はできているか</li> </ul>	20点
	運行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行管理体制は十分か</li> <li>・整備管理体制は十分か</li> </ul>	20点
	危機管理能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故に対する責任体制は十分か</li> <li>・事故に対する処理体制は十分か</li> <li>・事故時の損害賠償能力</li> <li>・災害発生時等緊急時の対応能力は十分であるか</li> </ul>	20点
運行に関する評価	安全な運行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所の規模、運行区域との距離などの適切度</li> <li>・適切な人員(運転手)の配置</li> <li>・適切な常務割、労働時間を前提とした運転者計画か</li> <li>・重大事故を起こしていないか(過去5年間)</li> </ul>	30点
	業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を実施するにあたり優位な点を有しているか</li> <li>・高齢者や障がい者等への配慮がなされているか</li> <li>・車両検査(故障)時対応ができるか</li> <li>・運行開始まで事業認可を得る見込みがあるかなど</li> </ul>	30点
	サービス向上力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス向上に意欲的に取組む姿勢があるか</li> <li>・本業務に関して効率的な提案がなされているか</li> <li>・利用促進につながるものか示されているか</li> <li>・独自サービスの提案があるか</li> <li>・タクシー営業の実現可能性があるか</li> <li>・交通系ICカードに対応しているか</li> </ul>	50点
価格の評価	運行経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行経費に係る見積額の妥当性</li> </ul>	30点